

=====

CHINA IP Newsletter JETRO 北京事務所知的財産権部 知財ニュース
2020/6/15号 (No. 356)

=====

○ 法律・法規等

1. 深セン市人民代表大会が「知財保護条例改正草案」を公表 一般向け意見募集(深セン市人代常務委員会 2020年6月8日)

○ 中央政府の動き

1. 国家知識産権局、「十四五」期の知財政策への提言を募集(中国知識産権资讯网 2020年6月10日)
2. 国家知識産権局、信用に基づく監視・管理試行プログラムの申請受付開始(国家知識産権戦略網 2020年6月8日)
3. CNIPAと中国教育部が大学の特許の高品質な発展で交流会開催(中国知識産権资讯网 2020年6月5日)
4. 国家知識産権局、実用新案に関する審査指南の改正作業を推進(中国知識産権资讯网 2020年6月5日)
5. 全国指導グループが今年の全国権利侵害・模倣品摘発活動要点を発表(中国打撃侵權工作網 2020年6月4日)

○ 地方政府の動き

1. 広州に国家級の知的財産権保護センター設置へ(中国打撃侵權工作網 2020年6月10日)
2. 複数の地方知識産権局、国内ジェネリックメーカーの特許侵害を裁決 Bolar 条項の適用認めず(中国知識産権资讯网 2020年6月6日)
3. 知財情報公共サービス機構座談会、上海で開催(国家知識産権網 2020年6月5日)
4. 広西「知財保護強化に関する実施意見」、87施策を打ち出す(国家市場監督総局公式サイト 2020年6月4日)

○ 司法関連の動き

1. 最高人民法院、「営業秘密紛争の法適用問題に関する解釈」などで意見募集(最高人民法院公式サイト 2020年6月10日)
2. 北京知識産権法院、商標権紛争の第二審に新たな審理モデルを導入(中国打撃侵權工作網 2020年6月9日)

○ ニセモノ、権利侵害問題

1. 深セン税関、知的財産権侵害被疑品 4400万点以上を摘発 1~5月(中国打撃侵權工作網 2020年6月11日)
2. 西寧市場監督管理局、偽物の自動車部品 1000点余り摘発(中国保護知識産権網 2020年6月10日)

○ 統計関連

1. 中国の4月の役務輸出が上昇に転じる 知的財産権使用料が5割増(中国保護知識産権網 2020年6月5日)

○ その他知財関連

1. 中国製の太陽光発電パネルが米 ITC337 調査で勝利、特許権侵害せず(商務部公式サイト 2020年6月8日)

=====

●ニュース本文

○ 法律・法規等

★★★1. 深セン市人民代表大会が「知財保護条例改正草案」を公表 一般向け意見募集★★★

深セン市人民代表大会（人代）常務委員会の法律活動委員会が作成した「深セン経済特区知的財産権保護条例改正案（草案）」は今年4月28日、市の第6期人代常務委員会の第41回会議で初回審議が行われた。法律活動委員会では審議の意見に基づいて修訂を行い、同時に国家知識産権局と広東省市場監督管理局の意見を取り入れて、同改正案の意見募集稿を作成した。

意見募集稿の全文は「深セン人大網」「深セン政府在線」「深セン新聞網」に掲載されている。6月18日までに書簡や電子メール、FAXで法律活動委員会に意見を提出することができる。宛先などは以下の通り。

深セン市人民代表大会・常務委員会・法律活動委員会弁公室

住所：深セン市福田区市民センターA区211室

郵便番号：518035

電話：88127283

FAX：88101041

電子メール：pgq@sزد.gov.cn

（出典：深セン市人代常務委員会 2020年6月8日）

http://www.szrd.gov.cn/szrd_zyfb/szrd_zyfb_tzgg/202006/t20200608_19251472.htm

○ 中央政府の動き

★★★1. 国家知識産権局、「十四五」期の知財政策への提言を募集★★★

国家知識産権局は、「『十四五』に建言献策、知的財産権事業に新しい一ページを加える」活動を6月10日から実施することを決定した。社会各界に、2021年から2025年までの第14次五カ年計画（十四五）期における知的財産権活動の方針、目標、具体的な取組などについて、提言するよう呼びかけている。

「十四五」は中国の「知的財産権強国戦略」を実施する初期段階であり、科学的な知財政策の取りまとめは重要な意味があると見られる。建議提出の締切日は7月31日。電子メールや郵送で提出することができる。

▽電子メール：guihua@cnipa.gov.cn

▽郵送：北京市海淀区西土城路6号 国家知識産権局・戦略規劃司・規劃計画処 郵便番号100088

（出典：中国知識産権資訊網 2020年6月10日）

http://www.cipnews.com.cn/cipnews/news_content.aspx?newsId=123244

★★★2. 国家知識産権局、信用に基づく監視・管理試行プログラムの申請受付開始★★★

信用に基づく監視・管理試行プログラムについて、国家知識産権局はこのほど、その導入を希望する地方政府に対して申請の受付を開始したと発表した。

国家知識産権局・弁公室がこのほど、信用に基づいて等級・分類が与えられる監視管理試行プログラムの利用・申請要件に関して、各地方政府に通達を出した。要件を満たした地域は、それぞれの省（自治区・直轄市）レベルの知識産権局の推薦のもとで、国家知識産権局に試行プログラムの実施を申請する。試行期間は認可された日から来年末までとしている。

通達によると、試行プログラムを実施する地方では、知的財産権分野の信用情報の収集リストと管理規範の作成、信用情報記録体制の整備を行う。また、知的財産権分野の信用に基づいて等級・分類を与える監視管理体制と信用促進承諾制度の外、深刻な信用喪失の認定、共同懲罰、信用喪失者リストの作成、信用報告書の管理・使用の規範化、活動推進体制の整備、調査・研究の強化などが求められている。

（出典：国家知識産権戦略網 2020年6月8日）

<http://www.nipso.cn/onevs.asp?id=50386>

★★★3. CNIPAと中国教育部が大学の特許の高品質な発展で交流会開催★★★

国家知識産権局（CNIPA）・知的財産権発展研究センターと中国教育部・科技発展センターがこのほど、「大学の特許品質向上と展開運用促進に関する若干意見」の関連問題をめぐって交流会を行った。

双方は、それぞれの研究分野、研究方法、研究成果を紹介した後、▽中国の大学の特許と、企業や世界一流大学の特許との比較、▽大学の特許の品質や価値を評価する方法と指標、▽大学の特許の転化・運用で直面している課題——などのテーマについて議論を交わした。

また、双方は今後、大学の知的財産権の品質・価値の評価活動に関する協力を強化し、大学の開発成果の転化促進に関する国の関連施策の徹底をともに進めていくことで合意した。

(出典：中国知識産権资讯网 2020年6月5日)

http://www.iprchn.com/cipnews/news_content.aspx?newsId=123180

★★★4. 国家知識産権局、実用新案に関する審査指南の改正作業を推進★★★

国家知識産権局（CNIPA）はこのほど、「専利審査指南」改正に関して、その中の実用新案の部を担当する作業チームを設置した。CNIPA 専利局・実用新案審査部の曲部長がリーダーを務める。作業チームはすでに改正案作成の活動内容、活動計画を決定しており、毎週、作業状況を検討する会合を開いているという。

作業チームは、研究開発者や代理機構、一般ユーザー、審査官から幅広く意見を募集している。現在、募集した意見などを分析し、現有の成果を踏まえて毎週の会合で討議を行っている。すでに 50 項目あまりの改正意見の分析、討議が完成し、10 余りの改正箇所が仮決定されているという。

(出典：中国知識産権资讯网 2020年6月5日)

http://www.iprchn.com/cipnews/news_content.aspx?newsId=123179

★★★5. 全国指導グループが今年の全国権利侵害・模倣品摘発活動要点を発表★★★

知的財産権侵害や模倣品製造販売の対策強化を行っている全国指導グループが先日、2020年版の「全国知的財産権侵害・模倣品製造販売摘発活動要点」を発表した。

「知的財産権の保護強化に関する意見」に基づいて、部門や産業分野、地域を跨ぐ横断的な法執行活動の推進などを通じて、知的財産権侵害に関わる違法、犯罪に厳しい姿勢で臨み、ビジネス環境の最適化を推進するとしている。

同「要点」は、2020年度の全国の知的財産権侵害・模倣品摘発活動の業務計画を7分野の35項目にまとめて、公示した。具体的には、▽重点分野における法執行と、製品の監視管理の強化、▽商標専用権や著作権、地理的表示、植物新品種などの知的財産権への保護強化、▽権利侵害・模倣品などの違法犯罪の厳罰、▽法整備、信用システム構築、地域協力、行政と司法の連携完備などの推進、▽情報公開レベルの拡大や市場主体の責任強化、業界組織の役割発揮など、社会的な共同ガバナンスという局面の構築、▽複数国間の交流・協力の強化や国境を越えた法執行協力関係の強化、企業の海外での権利行使への支援など、対外交流と協力の推進、▽情報化手段の活用など、各業務のキャパシティ・ビルディングの推進——などの内容が盛り込まれている。

(出典：中国打撃侵權工作網 2020年6月4日)

<http://www.ipraction.gov.cn/article/gzdt/ywdt/202006/313852.html>

○ 地方政府の動き

★★★1. 広州に国家級の知的財産権保護センター設置へ★★★

広東・広州市市場監督管理局がこのほど、広州市に中国（広州）知的財産権保護センターを新設することについて、正式に国家知識産権局から許可が下りたことを発表した。発足後、ハイエンド設備製造と新素材産業に向けて、知的財産権の迅速な協同保護を展開するという。

広州は中国で、最も起業・イノベーションが盛んな都市の一つである。特にハイエンド装備製造業（人工知能、新エネルギー自動車、ハイテク船舶と海洋工事装備産業、先進レール交通）と新素材産業は急速な発展の勢いを示し、産業クラスター規模が大きく、企業が研究開発への投入も高い。知的財産関連の権利取得、権利行使、運用などのサービスに対する企業側のニーズがますます高まっている。同センターは発足後、地元企業向けに知的財産権の取得や保護、支援など、総合的なサービスを提供するという。

統計によれば、広州は昨年の専利（特許、実用新案、意匠）取得件数が10万5000件で、前年比16.7%増となった。その中、特許の取得件数は同13%増の1万2000件あった。1万人あたりの特許保有件数は39.2件に達し、前年より6.8件増加した。

(出典：中国打撃侵權工作網 2020年6月10日)

<http://www.ipraction.cn/article/xwfb/gnxw/202006/314333.html>

★★★2. 複数の地方知識産権局、国内ジェネリックメーカーの特許侵害を裁決 Bolar 条項の適用認めず★★★

このほど、北京市、河北省・石家荘市、江蘇省・南京市の知識産権局が相次いで、リバーロキサバン（Rivaroxaban）に関する権利侵害の係争で行政裁決または調停を行い、特許権存続期間中の薬品の後発医薬品（ジェネリック医薬）の販売を展示会やHPで一般向け許諾することは特許権侵害に当たり、中国専利法第69条第5項のBolar条項に該当しないと明確に指摘した。

リバーロキサバンはバイエル社が開発した経口抗凝固薬で、今年12月11日に特許の有効期限が切れる。中国国内の複数のジェネリック医薬品メーカーはすでに後発薬の承認審査を申請しており、インターネットや展示会を通じて後発薬の販売を一般向け許諾した企業も出ている。5月15日、石家荘知識産権局は、自社の公式サイトでリバーロキサバンの販売を許諾していた企業に、バイエル社の特許権を侵害したと判断する旨の裁決書を下した。5月25日、南京市知識産権局は、展示会や公式サイトでの販売許諾をしていた2つの企業を対象にバイエルが提起した行政裁決請求について、2つの企業の権利侵害を判定した上で、同行為は中国専利法第69条第5項のBolar条項に該当しないと指摘した。

（出典：中国知識産権资讯网 2020年6月6日）

http://www.iprchn.com/cipnews/news_content.aspx?newsId=123211

★★★3. 知財情報公共サービス機構座談会、上海で開催★★★

上海市知識産権局がこのほど、同市の知的財産権情報の公共サービス機構を招き座談会を開催した。国の認定を受けて上海市の大学に設置された国家知的財産権情報サービスセンター、技術・イノベーション支援センター（TISC）、全国専利文献拠点など、8つの機構の関係者が座談会に出席した。

座談会において、市知識産権局関係部門の責任者が国と上海の知的財産権情報公共サービスに関する最新の活動方針などを説明し、知的財産権サービスシステムのさらなる最適化やサービス能力構築プログラムの推進状況などについて参会者と交流を行った。知的財産権サービス機構はそれぞれの情報サービスの展開状況、典型的事例を紹介した後、上海市の知的財産権情報サービス体制の整備、サービスプラットフォームのアップグレード、サービス機構の能力向上などの課題を巡って議論を交わした。

（出典：国家知識産権網 2020年6月5日）

<http://www.cnipa.gov.cn/dttx/1149483.htm>

★★★4. 広西「知財保護強化に関する実施意見」、87施策を打ち出す★★★

広西チワン族自治区・市場监督管理局がこのほど「知的財産権の保護強化に関する実施意見」を発表し、企業の海外進出への支援を含む87の施策を打ち出した。

国際交流の強化について、ASEANや、粤港澳（広東・香港・澳門）グレーターベイエリアに隣接する優位性を生かして、知的財産権保護の地域間協力を積極的に参与するとともに、自動車製造や先端設備製造、医薬など、地元の特色を活かせる、優勢な産業の知的財産権保護センターを設立し、「ワンストップ」の紛争解決メカニズムの整備に努めることとしている。

広西は近年、知的財産保護体制の整備において、「品質重視」という新たな段階に入っている。昨年末時点の統計によると、広西の特許が2万2479件、有効登録商標が23万5568件、地理的表示商標が64件にそれぞれ達している。

（出典：国家市場監督総局公式サイト 2020年6月4日）

http://www.samr.gov.cn/xw/df/202006/t20200604_316218.html

○ 司法関連の動き

★★★1. 最高人民法院、「営業秘密紛争の法適用問題に関する解釈」などで意見募集★★★

最高人民法院は、「営業秘密侵害紛争の民事事件の審理における法適用の若干問題に関する解釈」、「インターネットに係る知的財産権侵害紛争における法適用の若干問題に関する回答」、「電子商取引プラットフォームに係る知的財産権紛争の審理に関する指導意見」の3つの意見募集稿を公表した。7月27日まで一般向け意見募集を行う。

意見募集稿に対する意見などは書簡により郵送し、または電子メール(spqip2020@163.com)で提出することができる。郵送する場合の宛先は以下の通り。

▽北京市東城区東交民巷27号 最高人民法院・民事審判第三庭 郵便番号100745（封筒に「征求意见回復」と明記）

（出典：最高人民法院公式サイト 2020年6月10日）

<http://www.court.gov.cn/zixun-xiangqing-235071.html>

★★★2. 北京知識産権法院、商標権紛争の第二審に新たな審理モデルを導入★★★

北京知識産権法院は、新型コロナの予防・抑制が常態化する中、「独任制」の適用範囲の拡大を模索しながら、これまで行政事件の審理に実施されてきた「焦点式審理」モデルを、民事訴訟の第二審にも導入することにした。このほど、オンラインで行われた2件の商標権侵害紛争事件の第二審裁判で、「独任制+焦点式審理」が適用され、裁判に要する時間が大幅に短縮された。

二つの事件はいずれも、第一審の時に簡易手続きが適用された。権利侵害事実の認定と法律の適用は明確で、控訴人は損害賠償額や合理的支出の金額のみに異議があったため、裁判所は「独任制」の適用が適切だと判断した。オンライン裁判の際、担当裁判官は当事者双方の関心事項に「焦点」を絞って審理して結論を出し、判決書などの法律書類の電子データを裁判所のシステムを通じて、その場で当事者に送付した。

オンラインで行われた「焦点式」の法廷審理で、当事者の合法的権益が確実に守られたのと同時に、法律文書のリアルタイムな「電子送達」などにより、裁判に要する時間が大幅に短縮された。

(出典：中国打撃侵権工作網 2020年6月9日)

<http://www.ipraction.gov.cn/article/xwfb/gnxw/202006/314286.html>

○ ニセモノ、権利侵害問題

★★★1. 深セン税関、知的財産権侵害被疑品 4400万点以上を摘発 1~5月★★★

深セン税関は今年に入ってから、「龍騰行動2020」や「藍網行動」、「浄網行動」など、知的財産権保護の特別キャンペーンを実施してきた。1月から5月にかけて、税関が押収した知的財産権侵害の疑いのある貨物は4411万2000点に達し、前年同期比234%増加したという。

深セン税関は今年、情報共有、動向分析、共同摘発などの面から権利者との協力を深めてきた。権利者から苦情が多かった侵害貨物の「小口化」傾向について、税関は越境ECサイトに対する監視を強化し、これまで越境ECサイトによる権利侵害事件を12件摘発し、総額172万2000元に上る3万点以上の被疑侵害品を押収した。

また、今年、深セン税関は広東省と香港税関による「知的財産権保護共同エンフォースメント」に参加し、香港の輸出入貨物から2万4000点の被疑侵害品を押収した。

(出典：中国打撃侵権工作網 2020年6月11日)

<http://www.ipraction.cn/article/xwfb/gnxw/202006/314521.html>

★★★2. 西寧市場監督管理局、偽物の自動車部品 1000点余り摘発★★★

6月8日、青海省西寧市の市場監督管理局は自動車部品メーカー関係者の立ち会いのもと、ある自動車部品市場に対して突撃検査を実施した。現場で偽物のトヨタ、ホンダ、フォードなどの自動車部品1083点と包装箱200個余りを差し押さえた。

権利侵害が判明したこれらの部品は、車のロゴ、ブレーキパッド、ワイパー、スパークプラグ、エアフィルター、ベアリング、サイドミラーなど、20種類以上を含む。模倣業社の販売手口がさまざまだ。WeChatのグループチャットを通じて偽物を仕入れた店もあれば、別のブランドのブレーキパッドを有名ブランドの包装箱に入れて、ブランド品の価格で販売していた店もあった。

西寧の市場監督管理局は今後、ほかの自動車部品市場や自動車修理工場、自動車4S店などを対象に検査を実施し、権利侵害行為を厳重に取り締まる方針である。

(出典：中国保護知識産権網 2020年6月10日)

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zf/xzzf/202006/1951860.html>

○ 統計関連

★★★1. 中国の4月の役務輸出が上昇に転じる 知的財産権使用料が5割増★★★

中国の4月の役務輸出が1612億9000万元に達し、前年同期比3.5%増加し、新型コロナウイルス感染症が発生以来、単月として下降を続けていた増加率は上昇に転じた。6月4日、中国商務部の開いた記者発表会で高峰報道官が明らかにした。

その中で、知的財産権使用料の輸出が57億4000万元、前年同期に比べて54.9%と大幅に増加した。エンターテインメントサービス輸出が9億8000万元、同28.9%増、電信コンピュータ・情報サービス輸出が382億2000万元、同28.5%増、運輸輸出が312億3000万元、同23.3%増、保険サービス輸出が30億2000万元、同20.3%増となっている。

(出典：中国保護知識産権網 2020年6月5日)

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zfbm/zy/bw/202006/1951718.html>

○ その他知財関連

★★★1. 中国製の太陽光発電パネルが米 ITC337 調査で勝利、特許権侵害せず★★★

太陽光発電関連事業を手掛ける韓国の Hanwha Q-CELLS が米国において、中国企業 7 社を相手取り、米国関税法 337 条による特許侵害の調査を申請していた事件について、米 ITC（国際貿易委員会）は 6 月 3 日、中国製の太陽光発電パネル製品が米国関税法 337 条に違反しておらず、原告の特許権を侵害していないという「最終裁定」を下した。

韓国の Hanwha Q CELLS & Advanced Materials は昨年 4 月 4 日、米国子会社の Hanwha Q CELLS と共に、晶科能源（Jinko Solar）、隆基緑能科技（LONGi）など中国企業 7 社の製品とその川下機器に関して、自社の特許権を侵害していると主張し、関税法 337 条による特許侵害の調査を米 ITC に申請していた。これを受けて米 ITC が調査に乗り出したものの、今年 6 月 3 日、「特許権を侵害していない」と判断し、本件についての調査を終了したという。

（出典：商務部公式サイト 2020 年 6 月 8 日）

<http://trb.mofcom.gov.cn/article/cx/cp/bz/202006/20200602971776.shtml>

【中国 IPG のご紹介】

中国 IPG（Intellectual Property Group in China、中国知的財産権問題研究グループ）は、在中日系企業・団体による、知財問題の解決に向けた取り組みを行うことを目的とした組織です。主な活動には、年 5 回開催する予定の全体会合（メンバー間の情報交換や各種講演を実施）や、特定テーマについての検討を行う専門委員会、会員の所属業界における知的財産問題についての情報交換を行う WG 等があります。その他、知財関連法令についての意見募集への対応等を行っています。

ご関心・ご参加をご希望の方は、下記までお問い合わせください。

★中国 IPGweb サイト：<https://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/ipg/>

★中国 IPG 事務局（ジェトロ・北京事務所 知的財産権部）

Tel: +86-10-6528-2781、E-mail: pcb-ip@jetro.go.jp

【配信停止・配信先変更】

配信停止を希望される場合は、下記の URL にアクセスの上で「Unsubscribe」ボタンを押して下さい。

配信先を変更したい場合は、配信停止をした上で新たな E メールアドレスをご登録ください。

https://www.jetro.go.jp/mai15/u/l?p=tTW_GIj5ntM53_3CF1ZAAZ

【ご感想・お問い合わせ】

本ニュースレターに対するご感想・お問い合わせ等がございましたら下記までご連絡下さい。

日本貿易振興機構（ジェトロ）北京事務所知的財産権部

TEL : +86-10-6528-2781

E-Mail : pcb-ip@jetro.go.jp

【著作権】

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。

本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

【免責】

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行ってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用（本文中からリンクされているウェブサイトの利用を含みます。）により、不利益を被る事態が生じたとしてもジェトロはその責任を負いません。

【発行】

日本貿易振興機構（ジェトロ）北京事務所知的財産権部

=====
Copyright JETRO Beijing IPR Department, all rights reserved